

平成30年10月12日  
鉄 道 局 総 務 課  
施 設 課  
安全監理官

## 鉄道の計画運休に関する検討会議を開催し、中間とりまとめを行いました

国土交通省では、先日の台風第24号の来襲に備え、鉄道事業者各社が行った「計画運休」の対応等について、関係者が一堂に会して情報共有を行うとともに、対応が適切であったのか検証し、今後の計画運休のあり方等について検討するため、「鉄道の計画運休に関する検討会議」を開催し、中間とりまとめを行いました。

大型の台風が接近する場合等においては、風速や雨量等が運転を規制する基準値を上回ることが事前に予測されるため、各鉄道事業者は、安全を確保することに加え、駅での混乱や駅間停車した場合の乗客の閉じ込め等を防止する観点から、状況に応じ計画運休を行っており、先般の台風第24号の接近・上陸に際しては首都圏等のJRや民鉄が実施したところ です。

一方で、もう少し早い段階で計画運休を知らせて欲しかったとの利用者の声があることや、翌朝に複数の路線で台風の影響による輸送障害が発生して駅に旅客が滞留したこと等を踏まえ、利用者に対する事前の情報提供や、翌日の運転再開時の対応等について、鉄道事業者間で共有するとともに、対応が適切であったのか検証し、今後の対応の改善を図ることが重要であると考えています。

このため、本年10月10日に「鉄道の計画運休に関する検討会議」を開催し、当日の対応の検証を行うとともに、今後の計画運休のあり方等について検討し、中間とりまとめを行いました。

国土交通省としましては、旅客の安全輸送を確保し、利用者に安心感を与えるための取組に引き続き取り組んで参ります。

### 連絡先：

(情報提供に関すること)

担当者：総務課鉄道サービス政策室 後藤、海老澤、鈴木

電 話：03-5253-8111 (内線40604、40633)

直 通：03-5253-8542

(運転再開時の対応に関すること)

担当者：施設課 青山、山岸

電 話：03-5253-8111 (内線40802、40822)

直 通：03-5253-8555

(鉄道の運行に関すること、会議に関すること等)

担当者：安全監理官室 進藤、南

電 話：03-5253-8111 (内線40804、40762)

直 通：03-5253-8548

## 「鉄道の計画運休に関する検討会議」での中間取りまとめ

標記会議では、出席した鉄道事業者から報告を受けるとともに、計画運休や運転再開、利用者への情報提供の方法等について意見交換を行い、下記事項について確認がなされました。

### 1. 計画運休の実施について

- 大型の台風等が接近・上陸する場合等においては、以下の安全確保等の観点から、路線の特性に応じて、計画運休は必要と考えられる。
  - ・ 列車の駅間停車や駅での混乱等を防ぐ必要がある。
  - ・ 現に、今回の台風24号では、計画運休完了前に一部列車が駅停車したが、事前に計画運休を案内していたため、当該列車の乗客も少なく、大きなトラブルとならなかった。
  - ・ また、鉄道が計画運休を実施することにより、早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等、社会の安全を確保する役割も果たしていた。
- 一方で計画運休を実施するに当たっては、相互直通及び併走する他の鉄道事業者とも連携を図りながら、下記3. の利用者等の情報提供等を適切に実施する。

### 2. 運転再開にあたっての安全確認

- ・ 大型の台風等により強風が発生した場合には、運転再開にあたり、基本的に全線にわたり、構造物の状態や飛来物による支障状況等を確認する必要がある。
- ・ 運転再開にあたり、構造物等の支障により輸送障害が発生した場合には、振替輸送の対象となる他事業者と十分な連携(情報共有等)を図る必要がある。

### 3. 利用者への情報提供

#### (1) 計画運休について

- ・ 計画運休の可能性があること、運休を開始する時期などを極力前広に公表する。計画運休するかが不明な場合でも、その可能性があることを事前にアナウンスするだけでも効果的と考えられる。
- ・ 台風の接近時は、時々刻々と状況が変わることから、情報を定期的に更新する。また、次回の情報提供がいつ頃になるかを合わせて公表することも効果的である。

#### (2) 運転再開について

- ・ 事前に運転再開について情報提供する場合には、安全が確認された後に運転再開することを明確に伝える。また、安全が確認され次第、速やかに再開時期を周知する。
- ・ 安全確認に時間を要する場合や、被害による輸送障害の発生も想定されることから、相互直通及び併走する鉄道事業者とは綿密に連携を図り、利用者に適切な情報を提供する。

#### (3) 情報提供の方法等

- ・ 情報提供の方法として、ウェブサイト、SNS等の多様な情報伝達手段も活用する。
- ・ インバウンド対応の観点から、多言語での情報提供を積極的に実施する。
- ・ 情報提供は、地方自治体等の関係機関にも積極的に行う。

#### (4) 計画運休に対する社会的理解の醸成

- ・ 地方自治体等の関係機関とも連携し、利用者の安全確保のための計画運休についての社会的理解の醸成に努める。